

# 調剤報酬請求事務専門士 公式テキスト 第19版 訂正・追記表

公示文書の訂正等がございましたので、お手数ですが、下記についてご確認くださいませようお願い申し上げます。

2024年10月1日更新

	ページ	赤字箇所 (訂正・追記・差替) / 青字箇所 (削除)
1	P83	【目次の8】 ◎ポイント — 服用薬剤調整支援料 206
2	P98 ★確認	【11の4・5行目】 ～「注8」(後発医薬品減算) <b>及び</b> 、「注12」(在宅薬学総合体制加算) 及び「注13」(医療DX推進体制整備加算) のうち該当するもの～
3	P105	【(5)の後、新たに(6)を追加】 (6)(5)のア及びイについては、令和6年4月以降に新規に開局し、指定を受けた保険薬局が該当する。ただし、遡及指定が認められる場合であって、令和6年3月31日以前から、(5)のア及びイに該当する場合を除く。
		【上記の追加に伴い、(6)を(7)に変更】 (7)「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」とは、当該契約の名義が当該保険薬局の事業者の最終親会社等、「第88の2 調剤基本料2」の2の(6)に定める者であるか否かにかかわらず、次のものを指すものである。
4	P128	【3 届出に関する事項の(2)】 (2) 令和6年3月31日において現に連携強化加算の届出を行っている <b>保険薬局</b> については、令和6年12月31日までの間に限り、1の(1)に該当するものとみなす。
5	P145	【イの18行目】 ～剤、カプラシズマブ製剤、 <b>乾燥濃縮人</b> C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤～
		【イの22行目】 ～マブ製剤、 <b>テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤及びボルアドレナリン製剤</b> に限る。
6	P202	【(2) アの1行目】 服用薬剤調整支援料2は、
7	P203	【施設基準内】 第101 服用薬剤調整支援料2 1 服用薬剤調整支援料2のイに関する施設基準
		【施設基準内】 第15 調剤 11-2 服用薬剤調整支援料2のイに関する施設基準
8	P204	【タイトル】 ◎ポイント — 服用薬剤調整支援料
		【ポイント内、最終段落の※】 ※ 服用薬剤調整支援料1・2の提案を行った直後に～
9	P231	【(1)の2行目の削除】 ～し、 <b>患者若しくはその家族等又は</b> 保険医療機関に当該情報を提供することにより、～
10	P247	【別表2の下から3行目】 ～ズマブ製剤、 <b>乾燥濃縮人</b> C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、～
11	P248	【別表3の下から4行目】 ～剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、 <b>乾燥濃縮人</b> C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、～

12	P273	<p>【1 「令和 年 月分」欄についての1行目】</p> <p>調剤年月又は外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3若しくは退院時共同指導料を算定した年月～</p>
13	P257	<p>【(14)の3行目】</p> <p>また、外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3及び退院時共同指導料に係る明細書については記載しないこと。</p>
14	P257	<p>【(15)の5行目】</p> <p>また、外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3及び退院時共同指導料に係る明細書については記載しないこと。</p>
15	P259	<p>【(21)に新たに追加】</p> <p>サ 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第15号に基づき、長期収載品を選定療養として調剤した場合は、当該医薬品名の後に「(選)」を記載し、所定単位につき、選定療養に係る額を除いた薬価を用いて算出した点数を記載すること。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>●●●錠 (選) 1錠</p> <p>△△△錠 1錠 17×5</p> <p>また、長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合は、理由について、別表Iに示す項目を参照して記載すること。</p>